

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
第45回家きん疾病小委員会概要
(平成26年4月13日開催)

- 1 本病の防疫措置に当たっては、初動対応が何よりも重要であり、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、移動制限、迅速な殺処分、埋却及び消毒等の一連の防疫措置を徹底すること。
- 2 移動制限区域内の他の農場について、感染の有無を確認するため、速やかに発生状況検査を実施すること。
- 3 感染拡大防止のため、疑い農場及びそれと飼養者が同一の農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置すること。
- 4 本病のまん延防止と再発防止のためには、感染経路の究明が重要であり、そのためには、科学的なデータに基づいた詳細な疫学的調査が不可欠である。そこで、ウイルス学、疫学、野生動物等の専門家からなる疫学調査チームを速やかに現地に派遣し、専門的な見地から感染経路の究明に当たると同時に防疫措置についても助言すること。
また、ウイルスの遺伝子解析の結果を疫学調査に反映すること。
- 5 特に人への感染予防の観点から、公衆衛生部局との連携を密にするとともに、野鳥の感染状況を踏まえて、環境部局との適切な関係を密にすること。

※当該事項は、感染の恐れのある生きた家きんと接触する防疫作業者に関するものであり、家きん卵、家きん肉を食べることにより鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていない